

人事院公示第1号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第4条の2第1項及び人事院規則16—0（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成2年人事院公示第8号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和3年3月31日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表		別表	
期間の区分	率（単位％）	期間の区分	率（単位％）
（略）	（略）	（略）	（略）
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	100		

- 2 この決定による改正は、令和3年4月1日から効力を発生する。